

一般競争入札公告

分任契約担当
陸上自衛隊大村駐屯地
第363会計隊長 関 祐行

下記のとおり、一般競争入札を行う。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : グループA グレーダ
 グループB タイヤローラ
 グループC トラッククレーン
- (2) 規 格 等 : 内訳書のとおり
- (3) 引渡期限 : 平成27年9月30日
- (4) 引渡場所 : 陸上自衛隊大村駐屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たすもの

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受」「C」以上を有するもの。
- (4) 自動車リサイクル法に基づく引取業者であること。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、運用規格局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行なおうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 当該売払車両及びその部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
- (9) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があつた者で、当該状況が継続していないこと。

3 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊大村駐屯地 第363会計隊 契約班及び西部方面隊ホームページ

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 説 明 会 : 実施する。（日時については調整する。）
- (2) 入 札 日 時 : 平成27年8月5日(水) 10時30分
- (5) 入 札 場 所 : 陸上自衛隊大村駐屯地講堂

5 保証金等に関する事項

- (1) 入 札 保 証 金 : 免 除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契 約 保 証 金 : 免 除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) 入札者が誓約した「誓約事項」に虚偽が合った場合又は誓約に違反する事態が生じた場合
- (4) その他入札に関する条項に違反した入札

7 契約書の作成

落札業者は落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により作成する。

8 落札決定方法

- (1) 総額（税抜き）とし、最高額入札者を落札者とする。なお、落札となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

9 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札に参加する者は競争参加資格審査結果通知書(写)及び取引業者としての各都道府県知事等登録・許可証(写)を入札実施前迄に提出すること。
- (4) 代理人が入札をする場合は、入札開始前までに委任状を提出すること。また、入札当日は印鑑を持参すること。
- (5) 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で入札期日の前日（17：00）までに到着したものを有効とする。（送付後、第363会計隊契約班へ電話連絡すること。） また、郵便による入札参加者がいる場合の再度入札の日時については別途連絡する。
- (6) 公告掲示場所：大村駐屯地、竹松駐屯地、相浦駐屯地、海自大村航空基地経理隊、大村・諫早・長崎・佐世保の各商工会議所、及び西部方面隊ホームページ
- (7) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (8) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに事故発生の場合は、全て買受人の責任において処理すること。
- (9) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。
- (10) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任で行うこと。
- (11) 所有権移転の時期は、当該物品の引渡し完了した日とする。
- (12) 物品の引渡完了の時期については、特別な理由のないかぎり契約の相手方が代金を納付した日から原則として5日以内とし契約の相手方が期間内に自己の都合により引渡しを受けなかったときは、期間満了の日をもって引渡しを完了したものとする旨を約定する。

10 入札及び物品に関する事項の問い合わせ先

入札に関する事項：陸上自衛隊大村駐屯地 第363会計隊 契約班（担当：中島） TEL 0957-52-2131（内347）
FAX 0957-52-2131（内344）
物品に関する事項：陸上自衛隊大村駐屯地 第4施設大隊 第4係（担当：倉石） TEL 0957-52-2131（内448）